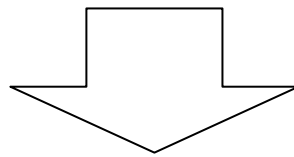


司法試験法の改正について

《法曹養成制度関係閣僚会議決定（平成25年7月16日）》

- 1 法務省において、1年以内に法案を提出することとされている事項
 - 受験回数制限を5年間に5回にまで緩和
 - 司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定

- 2 推進室において検討し、2年以内に結論を得ることとされている事項
 - 司法試験の論文式試験科目の削減につき、選択科目の廃止を含め、予備試験との関係に留意しつつ検討
 - 司法試験予備試験制度の在り方について検討



《今後の方針》

第4回までの法曹養成制度改革顧問会議における議論等を踏まえ、以下のおりの方針とする。

- 平成26年通常国会に法案を提出するのは、1の事項のみとする。
（概要は別紙のとおり。）

- 2の事項については、司法試験の論文式試験科目から選択科目を廃止することや、これと関連する予備試験科目の変更を含め、法曹養成制度改革推進室において、引き続き検討する。

司法試験法改正案の概要

1. 受験回数制限の緩和

改正案

法科大学院課程の修了の日又は司法試験予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から**5年の期間内に5回**, 受験することができることとする

なお, 5年間という期間制限は, 法科大学院教育との連携を重視し, その成果が維持されると考えられる期間内に受験させるという趣旨に基づくものであり, 改正法施行時に既に法科大学院修了等から5年を経過した者については, この期間を過ぎているため, 受験資格を復活させる経過措置はとらない

改正の理由

- 司法試験合格率が低迷し, 法曹を目指すことの高リスクと感ぜられ, 法曹を目指すことを敬遠する一因となっている。
多くの受験生が, より多い回数の受験を望んでいる状況。
- 法科大学院を修了して受験資格を取得してもすぐに受験しない「受け控え」が生じているが, 受験期間と受験回数を一致させれば, 全ての受験生が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになる。

2. 短答式試験科目の削減

改正案

短答式試験科目を, **憲法, 民法, 刑法の3科目**とする

改正の理由

- 短答式試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に絞ることによって, 受験生がより基本的な知識を集中的に理解できるようにし, 質の向上を図るべき。
- 法科大学院教育において, 特に法学未修者に対する教育の質の向上の観点から, 基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図るとされていることとの連携を図る。

